

# 無人ヘリコプター総合保険のご案内

(動産総合保険・施設賠償責任保険)

---

*To Be a Good Company*



TOKIO MARINE  
NICHIDO

東京海上日動

# 目次

1. ご提案
2. 無人ヘリコプターを取り巻くリスク
3. 無人ヘリコプター総合保険の構成
4. 無人ヘリコプター総合保険の内容
5. お支払いする保険金
6. 補償の対象とならない主な損害
7. 保険料
8. ご契約の際にご注意いただきたいこと

# 1. ご提案

無人ヘリコプターは、航空写真撮影、災害調査等を目的として近年その商業的または公共的な利用機会は増加しております。しかし、無人ヘリコプターの使用には、機体そのものの損壊リスクや第三者への法律上の損害賠償リスクが伴います。

本ご案内書では、無人ヘリコプターを取り巻くリスクヘッジの手段として、「無人ヘリコプター総合保険」をご案内申し上げます。

ご検討いただき、是非ご用命賜りますようお願いいたします。

## 2. 無人ヘリコプターを取り巻くリスク

無人ヘリコプターの使用には、以下のようなリスクが想定されます。

### 機体の損壊

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、着陸に失敗し、機体が大破した！

### 機体の搜索・回収

空撮中に機体の行方がわからなくなり、機体の搜索のための交通費と宿泊費が追加で必要となった！

### 代替機のレンタル

空撮中に機体が損壊し修理中のため、修理が完了するまで代替機のレンタル費用が必要となった！

### 対人賠償

無人ヘリコプターの着陸時に目測を誤り、機体が歩行者に接触し、けがを負わせてしまった！

### 落雷

操縦中の無人ヘリコプターが、落雷を受けて破損してしまった！

### 盗難

倉庫に保管していた無人ヘリコプターが、何者かに盗まれてしまった！

### 操縦訓練

事故を起こした従業員に対して再発防止のための操縦訓練が必要となった！

### 対物賠償

無人ヘリコプターの操縦ミスにより、機体が他人の家屋に衝突し、屋根を損壊してしまった！

### 3. 無人ヘリコプター総合保険の構成

無人ヘリコプター総合保険は、動産総合保険および施設賠償責任保険のセット商品です。

リスクの種類	対応する保険契約	補償の対象となる主な事故
機体にかかわるリスク	動産総合保険	保険期間中に無人ヘリコプターに生じた、不測かつ突発的な事故 (例) •墜落や他物との接触 •火災、落雷、爆発 •ひょう災、雪災、水濡れ(水災を除きます。) •外部からの物体の飛来または衝突 •盗難、いたずら 等
第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク	施設賠償責任保険(注)	無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること

(注) 記名被保険者が事業者以外の場合は、施設賠償責任保険で賠償責任を補償することができません。  
動産総合保険に損害賠償責任担保特約条項をセットし、無人ヘリコプターの所有、使用または管理に起因する賠償責任を補償することが可能です。詳細は代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

# 4. 無人ヘリコプター総合保険の内容

	動産総合保険（注1）	施設賠償責任保険（注2）
保険の対象となる 無人ヘリコプター	総重量（*）150kg未満の無人ヘリコプター （レジャー用および曲技用の無人ヘリコプターは、対象となりません。） （*）燃料、薬剤、機器等をすべて搭載した状態での重さをいいます。 （注）燃料、薬剤は保険の対象には含まれません。	
被保険者	機体の所有者	機体の所有者・使用者等保険証券に明記された方（記名被保険者）およびその使用人、その役員（記名被保険者が法人の場合）等
お支払いする 主な保険金	① 損害保険金 ② 臨時費用保険金（オプション） ③ 残存物取片づけ費用保険金 ④ 搜索費用保険金 ⑤ 権利保全費用 ⑥ 損害拡大防止費用 ⑦ 操縦訓練費用保険金（オプション） ⑧ 代替品レンタル費用保険金（オプション）	① 法律上の損害賠償金 ② 争訟費用 ③ 損害防止軽減費用 ④ 緊急措置費用 ⑤ 協力費用
補償の対象となる期間 （保険期間）	1年間	
保険金額または 支払限度額	無人ヘリコプターの時価額を保険金額として設定します。	ご契約時に支払限度額を設定いただきます。 （例）対人・対物賠償共通：1事故につき1億円

（注1）総重量が200g未満の無人ヘリコプターは、動産総合保険の保険の対象にできません。

（注2）記名被保険者が事業者以外の場合は、施設賠償責任保険で賠償責任を補償することができません。

動産総合保険の特約として補償可能な場合もあるため、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

# 5. お支払いする保険金

## 機体に関する保険金（動産総合保険）～その①～

### ①損害保険金

○不測かつ突発的な事故によって、保険の対象とする無人ヘリコプターに生じた損害について、損害保険金をお支払いします。

○損害保険金は、損害の額（全損の場合は保険価額(\*1)または保険金額のいずれか低い額を、全損に至らない場合は、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費の額（修理に伴い価値が増加した場合はその分を差し引きます。））から免責金額(\*2)を差し引いた残額をお支払いします。

保険金額が保険価額(\*1)に満たない場合は、次の算式による額を損害保険金としてお支払いします。

$$\text{損害保険金} = (\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \text{保険金額} \div \text{保険価額}(*1)$$

(\*1) 損害の生じた地および時における再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

(\*2) 保険の対象が全損となった場合は、免責金額は適用しません。

○保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、保険期間の満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額（ただし、保険金額が保険価額(\*1)を超える場合は、保険価額(\*1)とします。）に相当する額となった場合は、保険契約は、損害発生時に終了します。

※使用中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを回収するために必要または有益な回収費用については、損害の額に回収費用を含めて損害保険金としてお支払いします。

※無人ヘリコプターの保険金額が10万円未満の場合は、縮小割合の設定等、お支払いする保険金を制限させていただくことがあります。

# 5. お支払いする保険金

## 機体に関する保険金（動産総合保険）～その②～

### ②臨時費用保険金（オプション）

損害保険金が支払われる場合、事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、損害保険金の30%に相当する額（1事故につき300万円を限度とします。）をお支払いします。ただし、1台あたりの保険金額が10万円未満の場合は臨時費用保険金不担保特約を必ず付帯するため、臨時費用保険金はお支払いできません。

### ③残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）が補償の対象となります。損害保険金の10%に相当する額を限度として、実際に支出した費用が対象となります。

### ④搜索費用保険金

使用中の無人ヘリコプターに不測かつ突発的な事故が発生し、無人ヘリコプターを搜索するために支出した必要かつ有益な搜索費用（交通費、宿泊費、搜索委託費用、機材の賃借費用等をいいます。）を、保険金額または保険価額(\*1)のいずれか低い額の10%に相当する額を限度として、お支払いいたします。

(\*1) 損害の生じた地および時における再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。



# 5. お支払いする保険金

## 機体に関する保険金（動産総合保険）～その③～

### ⑤権利保全費用

東京海上日動（以下「弊社」といいます。）が補償をご提供するのと引換えに取得する第三者からの損害賠償等を受けられる権利の保全もしくは行使または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします。

### ⑥損害拡大防止費用

- 保険金を支払うべき損害が発生した場合において、損害の拡大防止または軽減のために要した費用のうちで必要または有益であったものをお支払いします。
- 保険金額または保険価額(\*)のいずれか低い額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度としてお支払いします。

(\*) 損害の生じた地および時における再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

# 5. お支払いする保険金

## 機体に関する保険金（動産総合保険）～その④～

### ⑦操縦訓練費用保険金（オプション）

不測かつ突発的な事故によって操縦中の無人ヘリコプターに損害が生じた場合または操縦中の無人ヘリコプターの行方がわからなくなった場合において、操縦訓練を行うために支出した次の費用(\*1)を、保険金額または保険価額(\*2)のいずれか低い額の10%に相当する額または10万円のいずれか低い額を限度にお支払いします。

- ① 損害が生じた時に保険の対象を操縦していた者に対する操縦訓練に要する費用
- ② 保険の対象の操縦に起因した事故の再発防止を目的とした、被保険者に対するコンサルティング費用

### ⑧代替品レンタル費用保険金（オプション）

不測かつ突発的な事故によって無人ヘリコプターに損害が生じた場合において、代替品のレンタルを行うために支出した費用(\*3)を、保険金額または保険価額(\*2)のいずれか低い額の10%に相当する額を限度にお支払いします。

(\*1)事故が発生した日を含めて3か月以内に申込みをした操縦訓練に限り、交通費および宿泊費は含みません。

(\*2)損害の生じた地および時における再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額）から使用による消耗、経過年数等に応じた額を差し引いた額をいいます。

(\*3)次のいずれかに該当する時より後の代替品レンタル費用に対しては、代替品レンタル費用保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者が保険の対象を修理する場合は、修理完了後、保険の対象が被保険者の手元に戻った時
- ② 被保険者が保険の対象の代替として使用する物を新たに取得する場合は、代替品を取得した時

# 5. お支払いする保険金

## 損害賠償責任に関する保険金（施設賠償責任保険）

### ①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金をお支払いします。（注）賠償責任の承認または賠償金額の決定前に、弊社の同意が必要となります。

### ②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）をお支払いします。

### ③損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用をお支払いします。

### ④緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用をお支払いします。

### ⑤協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用をお支払いします。

## 6. 補償の対象とならない主な損害（動産総合保険）

- 被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ブレードに単独で生じた損害
- 使用中の保険の対象の行方がわからなくなり、保険の対象の所在が特定できないことによる損害（ただし、搜索費用保険金は除きます。）
- 日本国外にある保険の対象について生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失・技術の拙劣によって生じた損害
- 電氣的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- 保険の対象のかしによって生じた損害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害
- 保険の対象に加工を施した場合は、加工着手後に生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災によって生じた損害

等

補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

## 6. 補償の対象とならない主な損害（施設賠償責任保険）

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 次の賠償責任
  - a. 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
  - b. 記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（a.に規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
- 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- 汚染物質の排出・流失・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理

等

補償の対象とならない損害の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

# 7. 保険料

## お見積りの条件

## 機体補償ありプラン

### <機体にかかわるリスク> (動産総合保険)

保険金額 : 300,000円  
保険期間 : 1年  
免責金額 : 無し  
オプション特約 :

### <第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク> (施設賠償責任保険)

支払限度額 : 対人・対物賠償共通 1名 5億円  
1事故 5億円  
保険期間 : 1年  
免責金額 : 無し  
オプション特約 :

## 無人ヘリコプター1機あたりの保険料

機体にかかわるリスク (動産総合保険) : 19,850円

第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク (施設賠償責任保険) : 5,660円

合計 : 25,510円

# 7. 保険料

## お見積りの条件

## 機体補償なしプラン

<第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク>

(施設賠償責任保険)

支払限度額 : 対人・対物賠償共通 1名 5億円  
1事故 5億円

保険期間 : 1年

免責金額 : なし

オプション特約 :

## 無人ヘリコプター1機あたりの保険料

第三者への法律上の損害賠償にかかわるリスク（施設賠償責任保険）：5,890円

合計：5,890円

## 8. ご加入手続きの流れ

**STEP1: エコー保険株式会社ホームページより下記メール宛に見積り依頼書を添付し、見積り依頼をする。**

【見積り依頼先】: 取扱代理店 エコー保険株式会社 (担当: 札幌支店 安田)  
E-mail: h.yasuda@echo-hoken.com

**STEP2: 見積書と加入手続きについて、取扱代理店よりメールにてご案内致します。**

**STEP3: 希望プランをご連絡頂き、希望の契約方法(面談又は郵送)にてお手続きのご案内を致します。**

### \* 注意点

- ・郵送での手続きの場合、補償開始日が希望に沿えない場合があります。
- ・保険料は口座振替のみとさせていただきます。

※詳細は、保険約款でご確認ください。



# 9. ご契約の際にご注意いただきたいこと

## 1. 告知義務について

- 申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。  
※弊社の代理店には、告知受領権があります。

## 2. 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約（特約条項や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の可否をご検討ください。

## 3. 通知義務について

- ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 4. 保険料についての注意点

- 保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。  
保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、弊社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。  
また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

## 5. 保険証券

- ご契約後、1 か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。

## 6. 代理店の業務

- 代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接締結されたものとなります。

# 9. ご契約の際にご注意いただきたいこと

## 7. ご契約者と被保険者が異なる場合

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

## 8. 事故が起こった場合の手続き

事故または損害が生じたことを知った場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

### ●保険金請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書のほか、保険の対象の盗難による損害の場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類をご提示いただく必要があります（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提示いただく場合があります。）。

### ●保険金請求の時効

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

## 9. 示談交渉サービスは行いません

- この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、弊社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、弊社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## 10. 保険金請求の際のご注意

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金

に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

# 9. ご契約の際にご注意いただきたいこと

## 11. 他の保険契約等との関係

●この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

○他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

○他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 12. 解約と解約返れい金

●ご契約の解約（ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること）については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

○返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

○ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

## 13. 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（\*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（\*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

## 14. 共同保険について

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

ありがとうございました。  
ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先

取扱代理店:エコー保険株式会社

担当:札幌支店 安田

mile:h.yasuda@echo-hoken.com

TEL 011-213-1575 FAX 011-213-1576

\*お問い合わせについては、原則メールにてお願い致します。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

### ご注意事項

- ◆このご案内書は、動産総合保険および施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は動産総合保険および施設賠償責任保険のパンフレットまたは重要事項説明書をご確認ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては必ず「保険約款」をご確認ください。

To Be a **Good Company**



東京海上日動

TOKIO MARINE  
NICHIDO